○農林水産省告示第二千四百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年十二月十三日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　岐阜県飛騨市河合町大谷字かりやす七二の一三

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び飛騨市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千四百六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年十二月十三日

農林水産大臣　山本　有二

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岐阜県大垣市上石津町牧田字平井三六七の一、字上野一七六四の六、字萩原四四一三の四、四四一六の七、上石津町上鍛治屋字羽谷八四四の二、上石津町西山字幾利一〇六五の一、一〇六五の二、一〇六五の五、一〇六五の七、一〇六五の九、一〇六五の一一、一〇六五の一三から一〇六五の二二まで、一〇六五の四一、一〇六五の四二、上石津町下多良字久津羅木一一四四の一〇、一一四四の一四

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

字平井三六七の一（次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岐阜県大垣市上石津町牧田字平井三六七の二

(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県庁及び大垣市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千四百六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年十二月十三日

農林水産大臣　山本　有二

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岐阜県関市板取字新谷三一一五の二から三一一五の四まで、武芸川町谷口字雲木一八九三の一、字寺尾三二〇七の一、字欠ケ三洞三二一〇の一、三二一一の一、富之保字祖父川八滝六二二の一、六二二の二、六二六の一、六二六の二

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岐阜県関市板取字瀬ミ六四〇の一三、字大伊尾一三三七の二、一三三七の五、字保木山五八八五の八、五八八五の九、字大洞六九八三の二

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千四百六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年十二月十三日

農林水産大臣　山本　有二

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岐阜県恵那市東野字保古山二三九〇の一、二三九〇の二

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岐阜県恵那市東野字保古山二三九〇の一、二三九〇の四四、二三九〇の八一、二三九〇の八九

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第千四百五号

船舶油濁損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）第三十九条の七第三項の規定に基づき、船舶油濁損害賠償保障法第三十九条の七第三項の国土交通大臣が指定する保険者等を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年十二月十三日

国土交通大臣　石井　啓一

船舶油濁損害賠償保障法第三十九条の七第三項の国土交通大臣が指定する保険者等を定める告示の一部を改正する告示

船舶油濁損害賠償保障法第三十九条の七第三項の国土交通大臣が指定する保険者等を定める告示（平成十六年国土交通省告示第千四百六十三号）の一部を次のように改正する。

第四十一号を次のように改める。

四十一　Amlin Insurance SE

附　則

この告示は、公布の日から施行する。